

総合事業における指定事業者に関すること

1. 総合事業における指定事業者の指定基準及び報酬等について

広域連合が行う総合事業については、以下の要綱及び要領に基づき実施しております。

- (ア) 東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
- (イ) 東三河広域連合介護予防ケアマネジメント実施要領
- (ウ) 東三河広域連合指定介護予防訪問サービス及び指定広域型訪問サービスの人員、設備及び運営等の基準並びに要する費用の算定に関する基準に関する要領
- (エ) 東三河広域連合指定介護予防通所サービス及び指定広域型通所サービスの人員、設備及び運営等の基準並びに要する費用の算定に関する基準に関する要領

2. 総合事業におけるサービスコードについて

東三河広域連合で提供する単位数表マスタは、8市町村分あります。

単位数表マスタの内容は保険者番号以外同じです。利用者の介護保険被保険者証記載の保険者番号を必ず確認し、記載のある保険者番号（市町村）のサービスコードを利用してください。

3. 指定事業者の各種手続きについて

総合事業における指定事業者の各種手続きについては、居宅サービス事業者等と同様です。

「介護サービス保険指定事業者等の手続き等及び留意事項について」をご確認ください。

4. 指定有効期間について

総合事業における指定事業者の指定の有効期間は原則6年間です。

ただし、同一所在地で一体的に運営する事業所において既に訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護の指定を受けている場合は、指定申請時もしくは指定更新時に、総合事業における指定事業者の指定の有効期間満了日を訪問介護等の指定の有効期間満了日に合わせるすることができます。

5. 広域連合区域外の総合事業の事業所の利用について

広域連合区域内に住民票がある被保険者が広域連合区域外に所在する総合事業の事業所を利用することは、原則できません。

広域連合区域外の総合事業の事業所の場合でも、広域連合から総合事業の指定を受けている場合に

は広域連合区域内に住民票のある被保険者についても利用をすることができます。

ただし、事業所が指定を受けるまでには手続き上、時間を要します（指定を受ける前々月の末日までに新規指定申請が必要です）。すぐに利用できるわけではないことに留意が必要です。指定を受けていない事業所を利用してしまった場合、給付の対象となりませんので事業所が指定を受けているかどうかの確認を確実に行ってください。

6. 広域連合区域外に住民票がある人の総合事業の利用について

保険者が広域連合ではなく、住所地特例対象者ではない利用者については、広域連合内の総合事業の指定事業所を利用することはできません。

ただし、保険者である市町村から指定を受けることで当該市町村の被保険者の利用も可能となります。その場合には指定の可否、要件及び手続きなどについて事前に保険者である市町村へ必ず相談をしてください。

他の保険者の利用者（※住所地特例対象者ではない）の利用の場合には、他の保険者が提供するサービスコードを利用する必要があります。

7. 総合事業における請求の留意事項について

総合事業の請求については、従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護の請求方法とは一部異なります。介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業においては、従来の予防給付における月額包括報酬を日割りで算定する事由に、「利用者との契約開始」及び「利用者との契約解除」が加わっております。利用者が死亡した場合は、「利用者との契約解除」と同様の扱いとし、死亡日を起算日として日割りで算定してください。

日割りの取り扱いについては、「介護予防・日常生活支援事業の実施について」に例示してありますので参照してください。

【参考ホームページ】

東三河広域連合 HP－介護予防・日常生活支援総合事業について

<https://www.east-mikawa.jp/2261.htm>